

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園オリジナル演出制作業務委託	No.5200832
工（納）期	令和7年3月21日	
契約締結日	令和7年2月20日	
契約金額	935,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社タットム (法人番号：4011501007495)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複数単価契約

業者選定理由書

件 名	荒川遊園オリジナル演出制作業務委託
指名業者 (案)	名 称 株式会社タットム 所在地 東京都荒川区東日暮里六丁目28番5号 坂入ビル2F 代表者 代表取締役 原 伸明
特命理由	本件は、荒川遊園の園内BGM、PR用動画、イベント等で使用するオリジナル楽曲の制作を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、荒川遊園のオリジナル楽曲を制作し、園内BGMやメディア露出時、荒川区公式YouTube等で流すことで、荒川遊園の魅力を広め荒川区を知ってもらう機会を作ることを目的としている。 現在、荒川遊園の夜間開園においては、イルミネーションの演出効果を高めるため、オリジナルの基調曲等を流しており、本件においては、イルミネーション用楽曲とも親和性があり、かつ、荒川遊園の雰囲気やイメージ等を具現化した楽曲の制作が求められる。 ② 上記業者は、令和4年度から荒川遊園イルミネーション装飾等業務を受託し、年間4曲程度の季節に応じた定時演出曲を制作しており、来園者から高い評価を得ている。また、演出効果の向上のため、イベント時に限らず、日常的に荒川遊園の状況把握を行っており、荒川遊園らしさを楽曲制作に活かせる素地が整っているため、円滑に業務を行うことができる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)